平成２４年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市面影１丁目38番１－202号
コーポＹＡＨＡＴＡ面影Ⅱ－202号、旧住所
鳥取県鳥取市吉成91番地16
債務者　玉那覇　淑
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
島根県出雲市東園町778番地５
債務者　吾郷メイアン
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３４号
島根県出雲市平田町7521番地
債務者　和田　己年
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１０３号
愛媛県松山市天山１－14－21－303号、住民票上の住所岡山県岡山市北区延友450番地10メゾンミヤモト106号
債務者　武田佳太朗
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４２号
愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉305番地
債務者　池田　　彩
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４５号
愛媛県松山市宮西３丁目４番42号　メゾンド・ボワ203号
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３号
愛媛県今治市吉海町幸新田284番地　B204
債務者　高取　まき
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２４年（フ）第９５号
福岡県小郡市希みが丘６丁目16番地12
債務者　萩原　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第９６号
福岡県小郡市希みが丘６丁目16番地12
債務者　萩原　文香
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１００号
福岡県久留米市城島町江上304番地４
債務者　合田　宏美
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３５号
福岡県柳川市三橋町柳河1050番地７
債務者　矢ケ部正憲
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
長崎県長崎市中町２番21号　松永ビル２－D、旧住所長崎県長崎市中町４番22号　藤井ビル302号
債務者　内野　祐太
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８号
長崎県島原市緑町8229番地５、前住所熊本市大江２丁目14番92号
債務者　松下　翔太
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１９号
長崎県島原市緑町8229番地５、前住所熊本市大江２丁目14番92号
債務者　松下　美咲
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
長崎県南島原市有家町尾上4917番地、前住所長崎県南高来郡有家町尾上1937番地
債務者　竹内恵利子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
長崎県雲仙市愛野町甲4140番地１　宮崎アパート501号、前住所長崎県雲仙市愛野町乙1707番地
債務者　井上　理恵
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
大分市大字羽田48番地の９　サンコーポ羽田203
債務者　岩本　義生
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係